

議案第 21 号

日出町企業立地促進条例の一部改正について

日出町企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町企業立地促進条例の一部を改正する条例

日出町企業立地促進条例（平成 19 年日出町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「が当該固定資産を事業の用に供することとなった」を「としての指定を受けた」に改め、同条第 2 項中「(その日において当該土地代金の支払が完了していない場合にあっては、その支払が完了した日)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同日において当該土地代金の支払が完了していない場合は、同日の属する年の翌年 4 月 1 日から 3 年を経過する日までの間にその支払が完了したときに限り、交付の時期をその支払が完了した日が属する年度とすることができる。

第 10 条を次のように改める。

（報告及び立入検査）

第 10 条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定事業者に対し、業務に関する報告をさせ、又は当該

職員に指定事業者の事業所に立ち入らせ、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 指定事業者が、正当な理由がなく、第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、町長は、指定事業者の指定を取り消すことができる。
- 5 前条の規定は、前項の規定による指定事業者の指定の取消しについて準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 令和3年1月1日前に指定事業者の指定を受けた事業者に関するこの条例による改正後の第6条第2項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「同日の属する年の翌年4月1日」とあるのは「令和4年4月1日」とする。

理 由

土地の取得期間を設けることで助成対象となる期間を明確にし、及び立入検査の規定を見直すため、条例を改正したいので提出する。